

放課後児童クラブ利用希望者のみなさまへ

児童クラブの運営は市町村によって様々です。当児童クラブについては、令和4年度より業務委託制度を導入し、シダックス大新東ヒューマンサービス㈱の運営となっております。運営内容をご確認いただき、添付書類等を全て準備した上で、当児童クラブに直接申請書等を提出して下さい。

<放課後児童クラブとは>

放課後児童健全育成事業として児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に遊学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

<開設時間・休設日>

・平日(通常)学校終了～18:00

・学校休業日 8:00～18:00
(土曜日、夏休み等の長期休業中)

※平日・休業日共 18:30 まで延長可能(有料)

休業日に限り 7:30～8:00 朝延長可能(有料)

・休設日…日祝・振替休日・年末年始(12/29～1/3)

令和7年度 入会申請受付について

・申請書類配布開始 R7年1月14日(火)～

・提出期間 **R7年2月1日(土)～2月15日(土)**

※休設日を除く、開設時間内に提出して下さい。

・提出する書類等について

①「児童館(児童センター)利用(放課後児童クラブ入会)登録申請書」(裏面も)

②緊急カード

③傷害保険料(1,000円)

④タオル1枚、雑巾2枚

※福祉ボランティア活動で、学校や福祉施設に寄付したり、児童クラブで児童の環境活動に使います。

⑤保護者の就労等に関する下記書類のいずれかを提出してください。

・保護者(父母)の就労証明書(社保・国保の方全員)

※自営業の方は添付書類が必要になる場合があります。

・求職活動中の方は、ハローワークカードのコピー

※3ヶ月ごとに活動状況の確認をさせていただきます。

・保護者が病気治療中又は介護・看護の場合、診断書等(通院、介護・看護状況が確認できる書類)

※診断書の作成料は自己負担となります。ご了承下さい。